

ト思ハル、倭助も江戸に在住なら同様の行いをしたに違いない、と倭助の忠誠心に思いを馳せている。

終りに『筆記』は天保七（一八三六）年浜田から棚倉へ転封後の倭助について語る。その頃は「本中小姓」（9等級中5等級）に昇進し、七十歳という「高齡ナレトモ壮健ニシテ」、「其勇壯鏖鏖ナル見ルヘシ」。「清崇公（藩主康定）ヨリ賜リシ麻上下 数年ヲ経テ破損セルヲ 布又ハ紙ヲ以テ裏ウチシテ着用シテ」いたという。

その姿に『筆記』の小川雅文は、主君の御恩に報いる臣下の至情の極致を見て、強烈な感動を受けていた。『筆記』中にただ一人農民出身の倭助を書き留めた理由は正にここに発していた。

註

- ① 小川雅文『筆記』（浜田市教育委員会蔵）
- ② 大谷亮吉編著『伊能忠敬』（一九一七、岩波書店）
- ③ 『郷土石見』八九号、九一号、九三号所載
- ④ 菅野則子校訂『官刻孝義録』（一九九九、東京堂出版）

歴史研究の成果と領有権の主張

—『竹島問題100問100答』批判（一）—

竹内 猛

はじめに

島根県の第三期竹島問題研究会が編集した『竹島問題100問100答』（ワック出版。以下『100問100答』）が刊行されてから一年半が経過した。本書は、この領土問題をめぐる諸論点を一問一答形式で解説しており、全体的には、分かりやすく書かれているといえる。

しかし本書には、現在までの歴史研究の成果を無視し史実に反する記述を行なっている箇所が見られる。また、本書の歴史分野の記述（解説）が、裏付けとなる史料や参考文献をほとんど何も示さずに

- ⑤ 岡田千昭『本居宣長の研究』（二〇〇六、吉川弘文館）
- ⑥ 『松井家文武教育関係資料』（川越市図書館蔵）
- ⑦ 小川雅文『筆記』
- ⑧ 「東海條先生（小篠敏）碑文」（浜田市真光町観音寺境内）
- ⑨ 松尾豊材編述『藩政回顧録』（浜田市図書館蔵）
- ⑩ 『松井家譜』（浜田市図書館蔵）

行なわれている点は、史料の根拠を明示して読み手にも史料に基づく検証を保証するという歴史研究の基本を無視しており、遺憾といわざるを得ない。以下の本稿では、既にこの分野でよく知られている、そのためかえて引用されなくなっている感のある基本的な史料を改めて引用しながら『100問100答』が史実に反する記述をしている箇所を具体的に指摘していきたい。

一、「竹島渡海免許状」の発給年

いわゆる「竹島渡海免許状」が幕府から発給され

た年を一六一八年とするのは、現在の外務省や島根県の竹島問題研究会に共通した見解であるが、これは以下に説明するように、日本史研究の成果を無視しており、改められるべきだと思ふ。

最初に「竹島渡海免許状」と呼ばれている史料を引用しておく。

「以上

從^三伯耆国米子^一、竹嶋江先年舟相渡之由候、然者如^レ其今度致^二渡海一度之段、米子町人村川市兵衛、大屋甚吉申上付而、達^二上聞^一候之処、不^レ可有^二異儀^一之旨被^レ仰出^一候之間、被^レ得^二其意^一、渡海之儀可^レ被^二仰付^一候、恐々謹言、

永井信濃守／尚政在判

五月十六日

井上主計頭／正就同

土井大炊頭／利勝在判

酒井雅樂頭／忠世同

松平新太郎殿人々御中」(『大日本史料』第二編之二九、pp.343～344。読点・ルビ・返り点・傍線は引用者。以下でも同じ)

また、本稿で引用した『大日本史料』では、土井利勝の「大炊頭」の「頭」のところに「(助)」と傍注が付けられている。これは、史料の編者が推定した一六一八(元和四)年時点では「大炊助」だったからである。『寛政重修諸家譜』や『国史大辞典』の「土井利勝」の項によれば、大炊助への叙任は一六〇五(慶長一〇)年、大炊頭に昇任するのは一六二三年(元和九)年六月のことである。この文書に書かれた日付は五月なので、土井利勝の昇任の時期から推定される老中奉書の発給年は、早くても昇任の翌年に当る一六二四(寛永元。二月に改元)年か、それ以降でなければならぬことになる。いづれにしても、一六一八年説は誤りといえる。

以上とは別に、池内敏氏は、近世の日朝漂流民の研究において「竹島渡海免許状」の発給年を特定できる史料を発見している(論文の初出は一九九九年)。

江戸時代には、朝鮮沿岸に漂着した日本人漂流民を朝鮮側が保護し、釜山の倭館で対馬藩に引き渡し

これは、江戸幕府の四人の老中(当時は「年寄」と呼称)が將軍の命をうけて鳥取藩主の松平新太郎(池田幸隆、のちの光正)宛てに出した、古文書学で「老中(連署)奉書」と呼ばれる形式の文書(より正確にはその写。原本は伝存せず)である。

この文書の発給年は、文書自体に何年と書かれていないためわからないが「大谷家由緒書」等を根拠として「一六一八(元和四)年」と推定されてきた(『鳥取藩史』第六巻も参照)。しかし今日では、この年代推定は誤りであることが明らかになっている。

その理由は、発給年を一六一八年と推定した場合、連署している四人のうち永井尚政と井上正就はまだ老中(年寄)になっていないからである。『柳宮補任』等によれば、連署している四人が揃って老中(年寄)に在職するは一六二二(元和八)年以降のことであり、二人がまだ老中(年寄)になっていない一六一八年時点で、すでに老中(年寄)であった土井利勝、酒井忠世とともに連署しているのは不自然で、年代推定が誤っていると考えるのが妥当であるといえる。

て日本に送り還すという外交慣行ができていた。そのため日本人漂流民に関しては、保護した朝鮮側と引き取った対馬藩側の双方に、それぞれが作成した漂流民の取調べ記録が残されている。

池内氏は、一六三七(寛永一四)年六月末、「竹島(鬱陵島)から米子に帰る途中遭難して朝鮮に漂着した米子の村川家の船に関する対馬藩の記録を調べる中で、同船が「十三年以前」に発給されたという「松平新太郎殿へ参候御連署之写」を所持していた旨の記述があることを発見した。池内氏は、この「御連署之写」が「竹島渡海免許状」に当たるとし、その発給年を、当時の数え方で寛永一四年の一三年前となる寛永二(一六二五)年と推定したのである。

島根県の竹島問題研究会や外務省は、現在も「竹島渡海免許状」の発給年を一六一八年とし、そのうえで「一六二五年との説もある」等と注記しているが、池内氏はこのような書き方を「歴史学の研究成果は認めないと宣言するに等しい」(池内敏「竹島領有権の歴史にかかわる政府見解について」『日本史研究』二〇一四年六月所収、p.81)と批判してい

る（以上については、とくに内藤正中『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』第二章および池内敏『竹島問題とは何か』第二章を参照）。

二、元禄の「竹島渡海禁止令」では「松島」への渡海も禁止されていた

江戸幕府は、一六九六（元禄九）年正月二八日に次のような「竹島渡海禁止令」を鳥取藩に下達した。

「先年松平新太郎因州伯州領知の節、相伺の伯州米子の町人村川市兵衛・大屋甚吉竹島江渡海、至_レ于_レ今雖_三致_レ漁候_一、向後竹島江渡海の儀制禁可_二申付_一旨被_二仰出_一候間、可_レ被_レ存_二其趣_一候、恐々謹言

正月廿八日

土屋 相模守

戸田 山城守

阿部 豊後守

大久保加賀守

松平伯耆守殿（『鳥取藩史』第六卷、p.466）

海が禁止された」と理解していたはずである。

【竹島・松島は鳥取藩領の島ではない】

一六九五（元禄八）年二月二四日、老中阿部豊後守正武は、当時幕府が対馬藩に行わせていた「竹島」（鬱陵島）の漁業と領有権をめぐる朝鮮との交渉（いわゆる「元禄竹島一件」）について、この一件の発端となった鳥取藩（江戸藩邸）に「竹島渡海」について問合せ、同藩から返答書の提出を受けた。また翌年正月二五日（二三日とする史料もある）には、とくに「松島」（竹島≠独島）について問合せ、鳥取藩からは即日返答書が提出された。

ここではまず「竹島渡海」に関する老中の問合せとそれに対応した鳥取藩の返答を並べて示す。老中の問は七カ条、それを鳥取藩は六カ条にまとめて返答しているが、最初と最後の問と答を引用しておく。

問 「因州伯州江付候竹島はいつの頃より両国江附屬候哉、先祖領地被_レ下候以前よりの儀候哉、但其後よりの儀候哉事」

答 「竹島は因幡伯耆附屬にては無_二御座_一候_⑥、

この渡海禁止令によって、米子の大谷・村川両家が約七〇年間続けてきた「竹島」（鬱陵島）への渡海ができなくなり、それと同時に「松島」（現在の竹島≠独島）への渡海も途絶したのである。

ところが『100問100答』では、この禁止令が出されるもともなった「元禄竹島一件」をめぐる日朝間の交渉ではもっぱら「竹島」（鬱陵島）について議論され「松島」（竹島≠独島）については話し合われなかったことを主な理由として、元禄の渡海禁止令の後も「松島」（竹島≠独島）への渡海は問題がなく、「松島」（竹島≠独島）は日本領と認識されていたとの主張を随所で行っているのである（たとえばQ 60およびQ 80・81「塚本孝氏執筆」、Q 64・65「杉原隆氏執筆」など）。

しかし、内藤正中氏がかつて本誌で指摘されたように（『郷土石見』71号）、鳥取藩も幕府も「竹島」（鬱陵島）と「松島」（竹島≠独島）をワンセットの形で認識していたのである。以下に史料を示して述べるように「竹島渡海禁止令」の文面に「松島」の名がなくても、当事者たちは「竹島・松島両島への渡

伯耆国米子町人大屋九右衛門、村川市兵衛と申者渡海漁仕候儀、松平新太郎領国の節、以_二御奉書_一被_二仰出_一候旨承候、其以前渡海仕候儀も有_レ之様には及_レ承候得共、其段相知不_レ申候事」

問 「竹島の外_{（ほか）}両国江附屬の島有_レ之候哉、並是又漁採に両国の者參候哉事」

答 「竹島松島其外_{（ほか）}両国江附屬の島無_二御座_一候事_④」（『鳥取藩史』第六卷、pp.471～472）

次に翌年正月、特に「松島」に関して別に提出された返答（これについては、幕府からの質問内容は不明）のうち鳥取藩の領有権や「松島」での漁獵に対する認識が窺える二カ条を引用しておく。

「松島は何れの国江附屬島にても無_二御座_一由承候事」

「松島江獵參候儀、竹島江渡海の節道筋にて御座候故、立寄獵仕候_⑥、他領より獵參候儀は不_レ承候事、尤出雲国、隱岐国の者は米子のものと同船にて參候事」（『鳥取藩史』第六卷、p.472）

史料に見える「因州伯州」「因幡伯耆」「両国」は、いずれも当時の鳥取藩領と一致しているので、この返答書からは、鳥取藩が竹島・松島両島とも自藩の島とは見ていなかったこと(ア)①、また「松島」は「竹島」渡海の途中にあったから(ついでに)立ち寄って漁獵をしていたこと(ウ)がわかる。

すなわち、鳥取藩では「松島」は「竹島」渡海があつてこそ意味を持つ、「竹島」とワンセットの島と認識しており、その認識に基づいて幕府に返答したのである(幕府はこの「松島」に関する返答書の三日後、鳥取藩に、前に掲げた「竹島渡海禁止令」を下達した)。

したがって、元禄の「竹島渡海禁止令」に「松島」の島名が明記されていなくても「竹島」と「松島」は同時に渡海禁止となつたと考えるのが、素直かつ妥当な史料解釈であるといえる。

このような史料解釈に対して、「松島」は日本領と考えられ「竹島渡海禁止令」後にも「松島」への渡海は問題がなかつたとか「松島」だけを目指した渡海が続けられていたかのよう推測する人もいる

島渡海禁止令」によって家業の柱を失つた米子の大谷・村川両家が、鳥取藩を通じて幕府に大坂廻米への参入と長崎貫物連中への参与を嘆願した際の、一七四〇(元文五)年から翌年にかけての幕府側との交渉の様子がまとめられている。

このとき江戸に向き嘆願書に関する幕府の事情聴取に応じたのは、四代目大谷九右衛門の勝房であるが、彼が残したこの史料の中に元禄の「竹島渡海禁止令」の対象に「松島」が含まれていたことを明示する文言が書き留められていたのである。以下、幕府側との交渉の概略をまとめておきたい。

① 寺社奉行とのやり取り(元文五年四月一八日)

大谷・村川両家が差し出した嘆願書類は、鳥取藩を経て幕府に送られ、幕府側でこの嘆願書を受けつけた寺社奉行が同職四名による例月の寄合の場で大谷九右衛門を呼び出して、嘆願の事情を問い質した。その際次のような質疑応答が行われている(本節では、便宜的に原文中の会話部分だけを抜粋して示す)。

が、合理性に欠けた主張といわざるを得ない。当時の和船による外洋航海の難しさや岩ばかりの小さな「松島」に何日も停泊し漁獵を行なうことの難しさを具体的に想像すれば、経済活動として「松島」単独の渡海が続けられたとは考えられないからである。

【竹嶋松嶋両嶋渡海禁制】と明記された史料】

ところで昨年、池内敏氏が「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制」と明記する史料について学会で発表されたので、ここで検討しておきたい(論文は、池内敏『国境未満』:『日本史研究』二〇一五年二月号所収)。

その史料とは「延享元年子五月於江戶表願上候一件/伯耆国米子町人大谷九右衛門」と表題された文書の始めにある「乍恐申上候口上之覚」で、米子市立図書館所蔵「村川家文書」(謄写、冊子)の中にある(43~61丁)。これは、大正期の『米子町誌』編纂の過程で収集、謄写された古文書であるという(池内敏・前掲論文、p.14注(1)。同町誌は未刊)。

この一件史料には、一六九六年(元禄九)年の「竹

問 「九右衛門、竹嶋之支配誰力致候哉」

答 「竹嶋支配之義、先祖之者共相蒙、私共迄支配仕来り申候」・・・(奉行一同)「夫ハ重キ事哉」

問 「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制ニ被レ為ニ仰出候以後ハ、伯州米子之御城主ヨリ御憐愍ヲ以渡世仕罷在候由願書ニ書顯シ候段、然者扶持杯請申候哉」

答 「御扶持ニテハ無御座候、御憐愍ト書上申候義ハ、米子御城下江諸方ヨリ持参候魚鳥之間屋口銭之座則私家督ト被レ為ニ仰付下シ被レ置候、並同役村川市兵衛儀モ御城下江入込候塩問屋口銭之儀被レ為ニ仰付候、兩人共ニ右之趣頂戴仕忝奉存候」(以下略。44丁)

② 勘定奉行とのやり取り(元文六年二月一八日)

嘆願の件は、寺社奉行の判断によって大坂廻米については勘定奉行の、長崎貫物については長崎奉行の意向を確認することになり、大谷九右衛門は先に勘定奉行(当時は五名)から呼び出しを受けた。

問 「九右衛門、国元ニテハ何ヲ致候哉」

答 「同役村川市兵衛・私儀、御城下米子町年寄御役儀代々相蒙、相勉罷在候」

問 「家業者如何様成売買致候哉」

答 「私共義、諸商売不仕候、右御願書ニ書頭シ申上候通、元禄九年竹嶋渡海禁制被レ為ニ仰出候以後ハ、因伯ノ御太守御内伯州米子ノ御城主御憐愍之^{（ミナシ）}以渡世仕来り居申候」(以下略50丁)

③長崎奉行とのやり取り(寛保元年六月一〇日)

元文六年は二月末に寛保と改元されたので②から約四ヵ月後のことになるが、今度は在府(江戸在勤)の長崎奉行から嘆願の事情を聴かれた。

問 「其方儀、国元ニテハ如何様成商売申候哉」

答 「私共儀、元禄年中竹嶋松嶋両嶋之渡海禁制ニ被レ為ニ仰出候以後ハ、御願書ニ則書頭シ差上申候通、伯州米子ノ御城主ヨリ御憐愍ヲ以渡世仕、難有奉存候」(以下略54~55丁)

右の①③を通観すれば、②の傍線部「元禄九年

竹嶋渡海禁制」の具体的な渡海禁止の対象が①③の傍線部の「竹嶋松嶋両嶋」であったこと、またそれ

に関して、米子の町人と幕府、および嘆願書を仲介し九右衛門から毎回やりとりの報告を受けていた鳥取藩の三者間に、共通の認識のあったことがわかる。

以上、これまで示した諸史料を踏まえれば「100問100答」の次のような主張は、歴史研究の成果に照らし誤りであるといわざるを得ない。

「現在の竹島は十七世紀末の外交交渉の対象になっていない。(中略)幕府は、鳥取藩から松島(現在の竹島)に関する情報を得ながら、同島への渡海は禁止していない」(Q80)

三、天保の「竹島渡海禁止令」でも「松島」への渡海は禁止された

江戸時代後期の浜田藩で起きた「天保竹島一件」と呼ばれる「竹島」(鬱陵島)への密航(密貿易)事件では、幕府が日本全国に次のような「竹島渡海

禁止令」(御触書)を出した。一八三七(天保八)年二月のことである。

「大目付え

今度松平周防守元領分石州浜田松原浦ニ罷在候無宿八右衛門、竹嶋え渡海致候一件、吟味之上、右八右衛門其外夫々嚴科ニ被レ行候、右嶋往古は伯州米子之もの共渡海、魚漁等致し候といへとも、元禄之度朝鮮国え御渡しニ相成候以來、

渡海停止被ニ仰出候場所ニ有レ之、都て異国渡海之儀は重キ御制禁ニ候条、向後右島之義は同様相心得、渡海致すましく候、勿論国々之廻船等、海上におゐて異国船に不出会一様、乗筋等心掛可申旨、先年も相触候通弥相守、以來は可成丈遠冲乗不致様、乗廻り可申候右之趣、御料は御代官、私領は領主・地頭より浦方村町共不洩様可相触知候、尤触書之趣板札に認、高札場等ニ掛置可申もの也/二月/右之通、可相触候」(「御触書天保集成」下巻、6302号)

元禄の「竹島渡海禁止令」(一六九六年)は、領民が「竹島渡海」をしていた鳥取藩に下達され、また日朝交渉を担当していた対馬藩に通知されただけであるが、このたびの天保の禁止令は、その文中に書かれているように御料(幕府の直轄領)、私領(大名などの領地)を問わず日本全国に布告され、津々浦々に高札が立てられた(浜田市郷土資料館にもこの触書を記した高札が収蔵されている)。

また引用の傍線部にあるとおり、天保の「竹島渡海禁止令」は元禄のそれを踏まえて出されているので、この御触書の文面に「松島」の島名が見えないからといって「松島は日本領である、と認識されていた」(Q65)とか、「八右衛門の裁判記録に『松嶋え渡海の名目を以て竹嶋え渡り』とあるように、松島(今日の竹島)への渡海は禁止されていない」(Q60)というのは誤りである。

なお、この天保竹島一件についての筆者なりの検討は既に本誌で行っているが(『郷土石見』95号)、その際カラー図版で示したように、幕府機関によって作成されたと思われるこの一件の記録文書に付け

られた地図は、二種類とも「竹島」と「松島」が朝鮮と同じ色に塗られているのである。この地図を見れば、江戸幕府が両島を「ワンセット」(内藤正中氏)にし、どちらの島も朝鮮領と考えていたことがわかる。つまり、天保の「竹島渡海禁止令」でも「松島」(竹島＝独島)への渡海は禁止されていたのである。

【天保竹島一件の解説の問題点】

ところで杉原隆氏が執筆した「天保竹島一件」の解説(Q64・65)には、次に引用する傍線部⑦とそれを前提にして書かれている傍線部⑧の二箇所において、氏の単著『山陰地方の歴史が語る「竹島問題」』にも見られない踏み込んだ表現で、事件の本質に関する説明(事実の提示と解釈)が行われている。

「まもなく江戸屋敷から浜田へ、『竹島(鬱陵島)は日の出の土地(日本)と定め難いから認められないが、松島(竹島)なら良い』という回答があった。」(Q64)

「韓国側に、元禄竹島一件により竹島渡海が禁止された結果、松島、つまり現在の竹島への渡

海も禁止されたという主張があるが、この天保竹島一件で、幕府の筆頭老中職の者が松島は明確に日本領だという認識を示している^⑧。このことから、韓国の主張が誤りであることがわかる」(Q65)

杉原氏の右の説明を筆者なりの理解で総合すると次のようになると思う。

「幕府の老中職にあった浜田藩主は「松島」を明確に日本領だと認識していたので(傍線部⑧)、「竹島」は認められないが「松島なら良い」と江戸藩邸を通じて浜田に伝えさせた(傍線部⑦)」

筆者は、国家の権力と情報が集約される幕府の老中を務めていた浜田藩主が「松島」を明確に日本領と認識し「松島なら良い」と国元に伝えさせたなど、史料上からも、また常識的に考えてもあり得ないことのように思う。

その理由の一つは、この事件に関わって処罰された浜田藩江戸屋敷の勘定方と家老に対する判決文の

中に、浜田藩が今津屋八右衛門という「卑賤之もの」の持ち込んだ「竹島」渡海の話をも「猥ニ取用」、情報を集めていた事実が書かれているからである。

すなわち、彼らに対する判決文によれば、江戸屋敷の勘定方(大谷作兵衛、三澤五郎右衛門、村井萩右衛門)は「其筋御役人」へ問合せ「右者いづれも国地トも難ニ差極、手入等者如何」の返答を得ていたし、江戸詰家老(松平亘)は国詰家老(岡田頼母)からの要請もあって「自己之心得」をもつて、すなわち(藩主の指示ではない)と断っているが、対馬藩の家老(杉村但馬)に「竹島」が「朝鮮国江御渡ニ相成候節之宗家記録書拔等」の入手を要請していたのである。

右にいう「宗家」とは対馬藩主の宗氏のこと、これにより、浜田藩の江戸詰家老が元禄の「竹島渡海禁止令」に関する対馬藩の記録を閲覧(入手)していたことがわかる。なおついでながら、勘定方の三名は「押込」、両藩の江戸詰家老は共に「役義取上、押込」の判決(処罰)をうけた(以上、後述の『天保雜記 十八』、55～57丁より引用・参照)。

もう一つの理由は、幕府がこの事件を取調べていた最中の一八三六(天保七)年八月、対馬藩が幕府から元禄の「竹島渡海禁止令」について尋ねられた際に提出した「返答の中に、次のような対馬藩の「松島」認識が書留められているからである。

「松島之儀、元禄年御老中阿部豊後守様より御尋之節、竹島近所ニ松島と申嶋有之、此所江も日本人罷渡漁仕候段下々之風説ニ承候段御答申候由、留書ニ相見申候、竹島同様日本人罷渡致レ漁候儀御停止之嶋とハ被レ考候得共、差極候儀者御答仕兼候」(大韓民国国史編纂委員会所蔵『対馬藩政史料』古文書目録013号。ここでは池内敏・前掲書、p.335の翻刻から引用)

右の傍線部で対馬藩は「松島」は「竹島」と同様に渡海禁止となつたと考えられるが、断定はできない(「差極候儀者御答仕兼候」と返答している。対馬藩が確答を控えたのは、元禄の渡海禁止令の直接の当事者(鳥取藩)ではなかったからであろう。

右の記録は、先にあげた浜田藩家老が入手した「宗

家記録書拔等」と直接の関係はないと思われるが、対馬藩の「松島」認識が右のようであったとすれば、幕府の老中であつた浜田藩主が、浜田藩江戸屋敷の家来たちが得ていた「竹島」の情報をもとに判断した場合、果たして、杉原氏のいうように「松島は明確に日本領だという認識」を持つことができたろうか。大変疑わしいと、筆者は考える。

(注) 事件関係者への判決文は、いずれも浜田藩主が直接指示した事実はなかったという事で統一されている。しかしこれは、半ばは藩主(松平康任)に累を及ぼさないための建前と考えるべきで、江戸藩邸の家来が得た「竹島」情報を藩主が全然知らなかったとは考えられないと思う。なお康任は既に隠居していたが「永蟄居」となり、同家は陸奥棚倉へ移封された。

天保竹島一件の史料について

これまで天保竹島一件の歴史的記述の際の根拠として利用されてきた事件当時の史料(文書・記録類)には、次のようなものがある(いずれも県内の公共図書館等で閲覧することができる)。

① 『竹嶋渡海一件記』(東大附属図書館所蔵。全文

の翻刻は森須和男『八右衛門とその時代』所収。森須氏の本には、他に『古老物語』(浅野家文書)抜粋を含むこの一件関係の古文書の翻刻を収載)

② 『朝鮮竹嶋渡航始末記』(浜田市立中央図書館所蔵。翻刻は『新修島根県史』史料篇・近世下所収)

③ 『天保雑記 十八』(藤川整斎著、内閣文庫所蔵。島根県立図書館には県に関連する記事部分の影印版の複写本が、浜田市立中央図書館には天保竹島一件関連の部分の翻刻本が架蔵されている)

④ 『甲子夜話 三編』巻一九、三五、三八(松浦静山著、平凡社の叢書「東洋文庫」に入っている)

八右衛門の供述調書

右のうち史料①は、浜田にいた今津屋八右衛門を捕縛・連行し最初に取調べた大坂町奉行所が作成した八右衛門の供述調書と推定されるもので、この事件の根本史料の一つである。

その供述調書で今津屋八右衛門は、彼らが「松島」へ渡海する名目を使って実際には「竹島」に渡海し

ようと考えた前後の事情を、次のように述べている。

「翌辰(一八三三)年——引用者」正月十一日、周防守様在所詰家老岡田頼母様方召仕橋本三兵衛分私呼寄、右内存書江戸表分頼母方へ相廻有之、(中略)頼母勘弁を以渡海相成候様取扱之儀三兵衛へ相頼置候処、同月十八日、江戸詰萩右衛門方分私へ向書状至来、文面之趣意者、竹嶋之儀者日出之地共難ニ差極一候付、渡海目論見相止可申段申来候付、其節始而右之次第承、案外之至ニ而志願空敷相成残念ニ存、即日三兵衛方へ右来状持参いたし、頼母方勘弁之儀相頼置、其後様子尋ニ罷越候処、右様江戸表分申来候上者竹嶋之方相止、松嶋之方渡海いたし試可申分被三仰聞一候趣、三兵衛申聞候付、松嶋之儀者小嶋二而見込無之候得共、江戸表へ八右衛門之名目越以竹嶋へ渡海いたし(下略)『八右衛門とその時代』卷末文書、P4(注)「私」は八右衛門、「萩右衛門」は八右衛門が江戸で竹島渡海を相談し内存書(意見書)を渡した江戸藩邸の勘定役村井萩(萩)右衛門のこと。

右の傍線部⑤からは、杉原氏がいう《江戸から「松島」なら良い》と伝えてきた》という事実は確認できない。八右衛門の供述では、江戸屋敷(藩邸)の者から浜田の八右衛門に《竹島渡海計画は止めるように》という内容の書状(手紙)が届いたので、それを持って国詰家老の家来であつた橋本三兵衛のところに相談に行ったことになっている。

また傍線部⑥によれば、八右衛門が橋本三兵衛から聞かされた家老・岡田頼母(秋斎)の言葉は、「右様に」、すなわち《竹島は日本の土地とは確定しがないので渡海計画は止めるように》と、江戸藩邸から言ってくるからには、「竹島」渡海は止め「松島」の方に渡海してはどうか、というものであつた。

右の八右衛門の供述では、「松島」は小島で見込みはないが、「竹島」渡海を行う方便(抜け道)として「松島」渡海を思いついたということになっている。

橋本三兵衛に対する判決文

一方、史料③と④(卷三八)には、この事件の関

係者それぞれに対する判決文（申渡）が収録されている。写し間違いによると思われる若干の字句の違いは見られるが文章はほとんど同じで、③④ともに判決文の原本を書き写したものと推定されている史料である。

その中の橋本三兵衛に対する判決文には、「竹島」とだけ書いてあったので（その途中にある）「松島」を渡海の名目に使おうと考えたこと（傍線部④）、またその話が江戸ではなく、浜田藩国詰家老の岡田頼母（秋斎）と家来の橋本三兵衛との「密話」から出てきたことが書かれている。

「右島（竹島（鬱陵島）のこと——引用者）者国界不分明ニ付、渡海ニ目論見可ニ存止旨、江戸表ニ罷在ル周防守家来共々文通有レ之旨八右衛門申聞候上者、不ニ容易ニ心得嚴重ニ差留、秋斎江も諫言可レ致所、却而同人江取斗を以差免ニ相成様猶執成之義八右衛門分頼受、秋斎におゐても渡海為レ致度様子ニ而、竹嶋而已差留来上者、松嶋之名目ニ而風之模様ニ寄竹嶋江渡越分者苦ケ間敷哉、右者其方差働ヲ以八右衛

門江申聞方も可レ有レ之抔密話いたし、其節周防守先代重役柄、秋斎も家老勤中故、旁追而表向差留之手当有レ之（下略）」（『天保雑誌十八』57丁、影印版刊本p.31。なお『甲子夜話三篇』卷三八、平凡社・東洋文庫418、p.230も参照）

以上ここまで検討してきたように、杉原氏による天保竹島一件についての解説は「松島」に関する記述部分について、これまで主として先に掲げた史料①④に依拠して描かれてきた天保竹島一件の事件像とは本質的に異なっている。

ところが杉原氏は、その史料的根拠を何も示さなのまま、その事実（江戸屋敷から「松島なら良い」と伝えてきたこと）と解釈（「筆頭老中職の者が松島は明確に日本領だという認識を示している」）を述べており、遺憾なことといわざるを得ない。史料的根拠を明示しなければ、歴史（史実）と創作（虚構）の区別がつかないからである。

四、一八七七（明治一〇）年の日本政府は、「竹島」「松島」共に日本領ではないと断定した

日本政府は、一八七七（明治一〇）年に、前年秋に島根県から内務省に提出された上申書「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を検討し、太政官（後の内閣に相当する政府の最高機関のこと）が「竹島外一島」は日本領土ではない（「本邦関係無し之」と裁決し、島根県にその旨を回答した。これにより明治の日本政府は、江戸幕府時代の元禄と天保につづいて三度、「竹島」（鬱陵島）と「松島」（現在の竹島＝独島）を日本領ではないと表明したことになる。ところが『100問100答』（Q.83。塚本孝氏執筆）では、この一八七七年の日本政府の判断について、次に引用するように、同じ解説者が前と後とで矛盾する説明を行い、全体として右の事実を否定しようとしているのである。

①「〔島根県からの〕伺にある『竹島』は鬱陵島のことであるが、説明文中に『次に一島あり松島と呼ぶ、周回三十町ばかり、竹島と同一線

路に在り（中略）』とあること、および「伺の文書に付属の」絵図に竹島と松島が描かれていることから、竹島外一島の『ほか一島』が『松島』であることがわかる」（p.190。「」内は引用者）

②「以上、史料を総合的に検討すると、一八七七年の太政官指令は、竹島（現在の鬱陵島）および名称上いまひとつの島（松島、これも鬱陵島）について本邦無関係としたものである可能性が高い。現在の竹島を日本と関係ないとしたという（韓国政府の）主張は、島根県の伺の添付資料だけに依拠した議論、あるいは『松島』とあると常に竹島／独島を指すという思い込みによる議論である」（p.192。「」内は引用者）

執筆者の塚本氏は、①において、島根県から提出された上申書の表題にある「竹島外一島」の「外一島」が当時「松島」と呼ばれていた現在の竹島＝独島であると認めている。

ところが塚本氏は、それに続く引用では省略した

箇所、内務省から太政官に上申する際に内務省が新たに添付した資料の中には「松島」に言及した資料が含まれていないから内務省は「外一島」や「説明資料にある松島」のことを無視している」と判断し、最後には②にあるように「竹島」「松島」とも同じ鬱陵島を意味していた「可能性が高い」と述べているのである。

このような塚本氏の論じ方について、池内敏氏は次のように批判している。

「誤読の余地がまるでない平易な史料であるにもかかわらず島根県竹島問題研究会の委員たちは曲解を繰り返す。(中略)それはたとえ史料解釈には手順があること、史料が自ら明らかにするところを無視して自分の解釈を優先してはならないといった、おそらく史料読解にあつた基本を欠如させたものである。そうした水準の『論証』は、同じ主張で凝り固まった人々のあいだでは内輪受けするだろうが、第三者を納得させることは難しい」(池内敏「竹島領有権の歴史的事実にかかわる政府見解について」)

う(池内・前掲書、第七章。第一章の注(10)に『磯竹島覚書』の引用。また、論文「『国境』未滿」参照)。

この一八七七年の太政官指令をめぐる一連の史料は、島根県が「竹島外一島」の所属について政府の判断を求めた一件書類から始まり、それについて日本政府が検討し回答するまでの全過程で使われた主要な公文書を一括したもので、明治政府の重要文書の原本を分類・保管する『公文録』の中に綴じ込まれ伝存してきたものである。明治政府の決定を確認するのに、これほど適したものはないといえる史料である。このような伝存の経緯を持つ史料の解釈において「竹島外一島」が「鬱陵島」と「いまひとつの：これも鬱陵島」を指していた「可能性が高い」など、詭弁というほかないであろう。

なお、本節では史料の引用をしなかったが、この太政官指令に関する一連の史料は、Web上の『アジア歴史資料センター』の検索サイトや公共図書館に架蔵されている島根県総務部総務課発行の資料集『竹島関係資料・第二集・島根県所蔵行政文書』で、

て「『日本史研究』二〇一四年六月号所収(p.80)
(注) 島根県竹島問題研究会の他の委員の見解は『調査研究報告書』第一期最終報告(下條正男氏・2007年)、第二期中間報告(杉原隆氏・2011年)等。筆者による批判は『郷土石見』87号参照。

島根県から内務省に提出された上申書は、上申書を提出する理由と二つの島についての説明、および「竹島」「松島」「隠岐」が正しい位置関係で描かれている地図をまとめて送付した一件書類である。塚本氏も「外一島」は「松島」であるとしているように、誤読の余地のない文書である。

もう一つ付け加えると、内務省で追加した文書の中に「現在の竹島に言及したものはなかった」という塚本氏の見解について、池内敏氏が、内務省地理局の『磯竹島覚書』という冊子が内閣文庫に所蔵されている事実をあげて批判している。池内氏によれば『磯竹島覚書』には、元禄竹島一件の際に鳥取藩が幕府に提出した「松島」に関する回答(一六九六年正月二三日。本稿p.66参照)も含まれているとい

容易に内容を閲覧できる。

五、小括

ここまで、史料を具体的に引用・検討しながら述べてきたように、日本は、江戸時代に二回出された「竹島渡海禁止令」と明治時代の太政官指令の都合三回、「竹島」(鬱陵島)と「松島」(竹島=独島)は日本領ではないと表明していた。したがって、一六九六年(元禄の渡海禁止令)から一九〇五年(日本領土編入の閣議決定)までの約二百年間について、日本は領有権を主張する歴史的根拠を持っていない。一九〇五年の閣議決定が近代日本国家による「領有意思の再確認」(外務省)といえないことも、また理の当然といわなければならない。

だが『100問100答』では、国際法関連の項目でも「江戸時代初期にあたる十七世紀半ばには、竹島の領有権を確立していたと考えられる」(Q15 中野徹也氏執筆)というように、二百年間の領有権否定の事実を無視した説明がなされている。

このような史実を無視した領有権の主張が、たとえば国際司法裁判所のような第三者を納得させることは難しいのではないかと思う。また研究者間での問題を議論する場合にも、史実に基づかない主張で相手を納得させることは不可能であろう。

さらにまた筆者が懸念するのは、本稿で指摘したような歴史研究の成果を無視した、史実に反する「竹島問題」の歴史が学校で教えられ、結果として若い県民の歴史的視野を狭めてしまうことである。竹島＝独島問題の歴史を踏まえた開かれた議論と平和的な解決は、これからの世代に託されている。関係者には特段の配慮を望みたい。

主な参考文献（単行本）

- 『竹島問題100問100答』ワック出版・2014年
『竹島関係資料・第二集・島根県所蔵行政文書・一』島根県・2011年
池内敏『竹島問題とは何か』名古屋大学出版会・2012年
杉原隆『山陰地方の歴史が語る「竹島問題」』2010年
内藤正中『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』多賀出版・

ついても言及していない。

また巻末の「竹島関連年表」（記念誌、p.22）では、範囲を「20世紀以降」に限定しているだけでなく、日本が大韓帝国の主権を奪い、その全国土を植民地「朝鮮」として日本領土に編入した「韓国併合」（一九一〇年）についても、日本による竹島＝独島の編入が「侵略の第一歩」と映ることを避けるためであろうと想像するが、年表から外している。

総じて記念誌では、日本の領有権の歴史的正当性を主張することよりも、日本による編入の国際法上の正当性と李ライン問題以降の韓国の対応の不当性を強調することに重きを置く編集がなされている。

しかし日本側がこの問題についての重要な歴史的出来事を見ない姿勢をとりながら「国民世論の啓発を図る」（県条例）限り、歴史認識のあり方をより重視する韓国側との対話は困難であり、問題解決の道筋は見えて来ないと筆者は考える。

2000年
森須和男『八右衛門とその時代』浜田市教育委員会・2002年

（追記）

今年発行された島根県の条例制定十周年記念誌『竹島』には「竹島とは」の見出しのもとに、江戸時代から一九五二年の李ライン問題までの間の、竹島＝独島の地理と歴史が概説されている（記念誌、p.3~4）。

しかしその概説では、天保の「竹島渡海禁止令」（御触書）と明治の「竹島外一島」の太政官指令については言及しておらず、日本の主張にとって不都合な史実は無視する（回避する）姿勢をとっている。

こうした歴史的事実の無視は、外務省「竹島問題10のポイント」（2008/2014年）の姿勢に合わせた結果とも思われるが、それだけでなくこの概説では、鬱陵島と竹島＝独島が、日本では歴史上「竹島」「松島」と呼ばれていたことに

